

## 公益目的支出計画実施報告書

### 【28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の概要】

1. 公益目的財産額	260,444,897 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額 ((1)+(2)-(3))	32,922,613 円
(1)前事業年度末日の公益目的収支差額	24,566,106 円
(2)当該事業年度の公益目的支出の額	10,377,335 円
(3)当該事業年度の実施事業収入の額	2,020,828 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	227,522,284 円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 注	
<p>継続事業1の講習受講者が再び減少傾向に転じたため、講習実施に係る経費が減少し、支出額は計画値の1048万円の99%に留まった。同時に講習料等の収入も計画値300万円を98万円余下回り、28年度単年度の公益目的収支差額は約835万円で計画値748万円を上回っている。計画開始から4年間の累計では約300万円計画の目標額を上回っているが、支出計画の完了予定時期を変更する必要はない。</p> <p>製造関連業種の景気回復に伴い、本事業の技能講習、特別教育、その他の教育等の受講者数は長期的には回復の傾向が予想され、一定程度の講習の需要は今後も確保される見込みで、今後の単年度の公益目的支出額が計画値1048万円を下回る恐れはないと料する。</p>	

注:詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

### 【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末日	(1)計画上の完了見込み	平成 60 年 3 月 31 日
	(2)(1)より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	260,444,897 円	260,444,897 円	260,444,897 円	260,444,897 円	260,444,897 円
公益目的収支差額	22,440,000 円	24,566,106 円	29,920,000 円	32,922,613 円	37,400,000 円
公益目的支出の額	10,480,000 円	10,705,434 円	10,480,000 円	10,377,335 円	10,480,000 円
実施事業収入の額	3,000,000 円	2,597,459 円	3,000,000 円	2,020,628 円	3,000,000 円
公益目的財産残額	238,004,897 円	235,878,791 円	230,524,897 円	227,522,284 円	221,444,897 円

注:前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

【実施事業(継続事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継1	労働安全衛生法及び関係法令等に基づく法定資格の付与、教育・研修、講習会を必要最低限の費用を徴収し有料で行う事業。

1) 計画記載事項

事業の概要
<p>(事業の趣旨)                      本事業は、労働者及び事業者に対し、労働災害防止等にかかる労働安全衛生法(以下「安衛法」という)及び関係法令に基づく法定資格の付与、教育・研修の実施、講習会の実施及び広報・啓発を行う。</p> <p>(本事業の概要)                      本事業は、次の事業で構成される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安衛法第61条第1項による就業制限業務にかかる技能講習の登録機関として法定資格の付与</li> <li>2 安衛法第59条第3項による特別教育の実施</li> <li>3 法令・通達等で定める安全衛生教育・研修の実施</li> </ol> <p>(事業をまとめる理由)                      本事業を構成する技能講習、教育、研修、講習会の事業については、いずれも労働災害防止等を目的として、密接に関連するものと考えられることから、一つの事業としてまとめている。</p> <p>(事業の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 技能講習の実施                              安衛法第61条第1項による就業制限業務にかかる技能講習の登録機関である(公社)大阪労働基準連合会の地区協会会員として法定資格の付与のための講習会等を実施している。</li> </ol> <p>○ 事業の構成</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 玉掛け技能講習</li> <li>2) フォークリフト運転技能講習</li> </ol> <p>○ 事業の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 内容                              危険な作業を行う業務には、必要な知識と技能を有する者に限定して従事させる制度を「就業制限」といい、法定資格を有した者がそれに従事することができ、資格を有しないものが当該業務に就くことは安衛法で罰則をもって禁止されている。これにより労働者の労働災害や健康障害の発生防止に寄与し、企業として安全な職場を形成することが可能となる。技能講習は厚生労働大臣が規定する講習規程に従い、学科講習及び実技講習を行い合格試験を課すものである。</li> <li>2) 実施回数 玉掛け・フォークリフトとも 年間1～2回 程度</li> <li>3) 対象者 受講希望者 玉掛け・フォークリフトとも 1回あたりの定員 50 人程度</li> <li>4) 募集方法 会員への広報、当協会ホームページ、広報誌「基準月刊」掲載等</li> <li>5) 受講料 登録機関(公社)大阪労働基準連合会の各講習業務規程による</li> <li>6) 講習会場 学科講習 大阪南労働基準会館                              実技教育 玉掛け (株)栗本鐵工所 住吉工場                              フォークリフト (株)栗本鐵工所 加賀屋工場</li> <li>7) 講師 厚生労働大臣告示に定める有資格者から選任</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 特別教育の実施                              本事業は、安衛法第59条第3項による就業制限業務に準ずる一定の危険有害業務にかかる特別教育を事業者に代わって実施している。</li> </ol> <p>○ 事業の構成</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) クレーン運転特別教育</li> <li>2) 酸素欠乏等危険作業特別教育</li> <li>3) 粉じん作業特別教育</li> <li>4) 自由研削と石取り替え業務特別教育</li> <li>5) アーク溶接作業特別教育</li> </ol> <p>○ 事業の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 内容                              安衛法第59条第3項の規定により、就業制限業務に準ずる一定の危険有害業務について、安全衛生教育の一環として必要な知識及び技能に関する教育が、当該業務に従事する前に労働者に付与させることが義務付けられており、事業者に代わって特別教育を実施している。特別教育の内容は労働安全衛生法規則等の規定に従い、学科教育を行い修了証を発行している。</li> <li>2) 実施回数 クレーン運転特別教育 年間 2回程度                              酸素欠乏等危険作業特別教育、粉じん作業特別教育 隔年 1回</li> </ol>

自由研削と石取り替え業務特別教育、アーク溶接作業特別教育 事業場の要望等により必要の都度実施	
3) 対象者	受講希望者 1回あたりの定員80人程度
4) 募集方法	会員への広報、当協会ホームページ、広報誌「基準月刊」掲載等
5) 受講料	年度毎に定める協会会員・非会員別の規定の金額
6) 講習会場	大阪南労働基準会館
7) 講師	労働安全コンサルタント等から法令・厚生労働省通達の定めにより選任
3 法令・通達等で定める安全衛生教育・研修	安衛法及び関連する法令、通達等により、労働災害を防止するために、自主的な安全衛生教育・研修の実施を求められているもので、事業者によって実施している。
○ 事業の構成	
1) 新入社員安全衛生教育(安衛法第59条第1項)	
2) 安全管理者選任時研修(安衛法第12条)	
3) 職長等安全衛生教育及び職長安全衛生責任者教育(安衛法第60条他)	
4) 安全衛生推進者養成講習(安衛法第12条第2項)	
○ 事業の内容	
1) 内容	安衛法第59条第3項に基づく特別教育以外にも、労働災害の防止や労働者の健康確保のため、安衛法及び関係法令、通達等により規定された教育・研修内容について、事業者は自主的な実施を求められており、事業者によって学科教育を実施し修了証を発行している。
2) 実施回数	新入社員安全衛生教育 年間1～2回程度 安全管理者選任時研修、安全衛生推進者養成講習 年間1回 職長等安全衛生教育及び職長安全衛生責任者教育 年間各1回
3) 対象者	受講希望者 1回あたりの定員80人程度
4) 募集方法	会員への広報、当協会ホームページ、広報誌「基準月刊」掲載等
5) 受講料	年度毎に定める協会会員・非会員別の規定の金額 (安全衛生推進者養成講習は、大阪労働局長第14号登録業務規程による)
6) 講習会場	大阪南労働基準会館
7) 講師	労働安全コンサルタント等から法令・厚生労働省通達の定めにより選任
(1) 当該事業に係る公益目的支出の見込額	2,655,000 円
(2) 当該事業に係る実施事業収入の見込額	3,000,000 円

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
<p>本事業は、平成28年度事業計画に基づき実施したが、技能講習、特別教育等の受講者数は再び減少傾向に転じ、開催回数11回の講習に対して、受講者数の合計は259名(前年比32%減)となった。</p> <p>今後の講習受講者数を予測することは困難であるが、管内事業場の景気回復が進めば受講者数は増加し、講習開催回数を増やす必要が生じる可能性もある。</p>	
(1) 当該事業に係る公益目的支出の額	2,697,853 円
(2) 当該事業に係る実施事業収入の額	2,020,828 円
(3) ((1)-(2))の額	677,025 円
(4) 当該事業に係る損益計算書の費用の額	2,697,853 円
(5) 当該事業に係る損益計算書の収益の額	2,020,828 円
(1)及び(2)に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 注	
<p>技能講習、特別教育等の受講者数の減少に伴い、収入では当初計画を約100万円下回り、必要な経費は計画値265万円とほぼ同額となった。</p> <p>今後は、受講者数が増加すれば収入は増額するが、講習実施に必要な支出額も増加することから、公益目的支出計画の実施期間に大きな影響はないと考える。</p>	

注:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

【実施事業(継続事業)の状況等】

(3)実施事業資産の状況等

(事業単位ごとに作成してください。)

番号 注	資産の名称	時価評価資産の 算定日の時価	移行後に取得した 場合の取得価額	前事業年度末日の 帳簿価額	当該事業年度末日の 帳簿価額	使用の状況
a1	事務所建物	15,627,793 円	円	13,813,873 円	13,209,233 円	計画記載のとおり引続き当該事業で使用
a2	什器備品 (事務所・会議室用エアコン)	290,573 円	円	170,998 円	143,297 円	計画記載のとおり引続き当該事業で使用

注:算定日に有していた資産については、移行認可申請書(別表A公益目的財産額の算定)に記載した資産の番号(イ1、ロ2・・a1・など)を記載してください。

【実施事業(継続事業)の状況等】

事業番号	事業の内容
継1	労働安全衛生法及び関係法令等に基づく法定資格の付与、教育・研修、講習会を必要最低限の費用を徴収し有料で行う事業。

【実施事業収入の額の算定について】

(1)「損益計算書の収益の額」に対応した(2)「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の収益の額	(2)実施事業収入の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注
事務受託料	286,348 円	286,348 円	大阪労働基準連合会より委託された技能講習の収益
各種講習会	1,734,480 円	1,734,480 円	技能講習以外の各種特別教育や通達法令等で定められた教育・研修会等必要最小限の会費を徴収した合計
計	2,020,828 円	2,020,828 円	

注:実施事業収入の額の算定の記載事項について必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

(1)「損益計算書の費用の額」に対応した(2)「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の費用の額	(2)公益目的支出の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注
その他	2,697,853 円	2,697,853 円	異なる費用科目はないため、(1)、(2)は同額である。
計	2,697,853 円	2,697,853 円	

注:(1)と(2)が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を(1)及び(2)欄に記載してもかまいません。

【実施事業(継続事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継2	労働災害防止等を含めた労働者の福祉の向上を達成するために、労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令の正しい知識・理解の普及啓発を行うことにより、よりよい社会の形成促進を目指し無料で行う事業。

1) 計画記載事項

事業の概要	
(事業の趣旨)	本事業は労働災害防止等を含め労働者の福祉の向上を達成するために、労働者及び事業者に対し、労基法、安衛法及び関係法令に基づく正しい知識・理解の普及啓発活動を行うことにより、よりよい社会の形成促進を目指し、教育・研修、講習会等を無料で行う。
(事業の概要)	本事業は、次の事業で構成される。 1 法令・通達等による事業者への義務付けはないが、安全衛生管理促進のため必要な教育・研修、講習会等 2 労働災害防止、健康保持増進等を図るため必要な啓発・広報活動として安全衛生大会開催、講習会等の実施 3 労働基準法等の調査・研究により、労務管理を改善し労働福祉の向上を図るための教育・研修、講習会等 4 労働基準行政からの広報、労働関係法令の知識・理解の普及促進等を図るための書籍(基準月刊)の配布
(事業をまとめる理由)	本事業を構成する講習会・研修会、安全衛生大会、書籍の配布等については、いずれも労働災害防止対策の徹底など事業場の安全衛生管理を促進し、よって事業場の労働福祉の向上を目的としており、参加費は無料で実施する事業として密接に関連するものと考えられることから、一つの事業としてまとめている。
(事業の内容)	1 法令・通達等で規定されないが、事業場の安全衛生管理を促進させるため必要な教育・研修 ○ 事業の概要・開催時期 1) 年末・年始無災害運動研修会等 12月上旬 災害が多発しがちな年末年始の繁忙期に災害発生防止対策の強化を要請し、併せて、政府の労働災害防止5か年計画を受け大阪労働局が主唱する「ゼロ災大阪・安全見える化運動」についても同時に普及・促進を図り、長期的な会員事業場の安全衛生意識の育成を目的とするもの。事例発表を含む研修会や安全衛生広報パトロールを実施している。 2) 合同地区会議(第1回地区会議) 1月 年初の安全祈願祭に併せ、災害発生动向他、年間を通じた安全衛生管理活動に関する情報を提供するもの。 3) 全国安全週間実施要項説明会(第2回地区会議) 6月 2回開催 全国的に展開される安全週間準備月間中に会員事業場を地区別に2回に分け開催し、労働災害防止対策の強化等、事業者として労働安全に関する実施事項等を啓発するもの。 4) 全国労働衛生週間実施要項説明会(第3回地区会議) 9月 2回開催 全国的に展開される労働衛生週間準備月間中に会員事業場を地区別に2回に分け開催し、労働者の健康保持増進対策の強化等、事業者として労働衛生に関する実施事項等を啓発するもの。 ○ 事業の実施要領 1) 参加者 会員事業場の安全衛生担当者 定員80人程度 2) 募集方法 会員への広報、当協会ホームページ、広報誌「基準月刊」掲載等 3) 参加費 無料 4) 会場 大阪南労働基準会館(合同地区会議は住吉大社吉祥殿) 5) 講師等 大阪南労働基準監督署職員他必要に応じ外部講師を依頼 2 労働災害防止、健康保持増進等を図るため必要な啓発・広報活動として安全衛生大会の開催、講習会等の実施 ○ 事業の概要・開催時期 1) 大阪南地区安全衛生大会 7月第1週 全国安全週間中 全国的に展開される全国安全衛生週間中に大阪南労働基準監督署内の事業者その他関係者に対する啓発活動として開催し、監督署の後援を受け、管内防災4団体(建設業労働災害防止協会大阪府支部大阪南分会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部南大阪分会、港湾労働災害防止協会大阪総支部大阪港南港安全衛生推進会及び当協会)の共催によるもの。安全衛生表彰、安全衛生に関する講演等をおこなう。 2) 労働衛生管理研修会 9月 全国労働衛生週間準備月間中 管内防災4団体による共催で、全国労働衛生準備月間中に、管内事業場の衛生管理者、衛生担当者を対象にし、メンタルヘルス対策等の健康保持増進対策を推進するための研修を行うもの。 3) 安全衛生標語募集・表彰と安全衛生ポスター作成・配布 12月

毎年会員事業場より安全衛生標語を募集し、選考委員会により優秀作品を選出し、最優秀作品の標語は年次ポスターを作成し全会員に配布するほか、翌年の安全衛生大会で表彰し、よって会員事業場の所属労働者他関係者の安全衛生意識を喚起するもの。

○ 事業の実施要領

- 1) 対象者 大阪南労基署管内事業場の安全衛生担当者等
  - 2) 周知方法 会員への広報、当協会ホームページ、広報誌「基準月刊」掲載等
  - 3) 参加費 無料
  - 4) 会場 大阪南労働基準会館(安全衛生大会は住吉大社吉祥殿)
  - 5) 講師等 大阪南労働基準監督署職員他必要に応じ外部講師を依頼
- 3 労働基準法等の調査・研究により、労務管理を改善し労働福祉の向上を図るための教育・研修、講習会等  
 昭和23年に発起した労働基準法普及研究会から続けられている事業で、労働基準法及びその関連法令を含め、法令の基礎的事項や法改正の内容周知や啓発のための講習会を実施している。

○ 事業の内容等

労務管理研修会

- 1) 内容  
労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の基礎的事項、法令に基づく届出事項の具体的要領、法改正の内容、安全衛生管理を含めた労務管理の留意事項等についての講習会
  - 2) 実施回数 年間1～2回程度
  - 3) 対象者 受講希望者 1回あたりの定員80人程度
  - 4) 募集方法 会員への広報、当協会ホームページ、広報誌「基準月刊」掲載等
  - 5) 受講料 無料
  - 6) 講習会場 大阪南労働基準会館
  - 7) 講師 大阪南労働基準監督署職員、必要に応じ社会保険労務士等の外部講師
- 4 労働基準行政からの広報、労働関係法令の知識・理解の普及促進等を図るための書籍(基準月刊)の配布

○ 事業の内容等

- 1) 内容  
大阪労働局が監修し、(公社)大阪労働基準連合会が作成する月刊誌で、労働者の雇用に関する問題、労働災害防止対策、労働関係法令等についての周知・啓蒙のため、当協会の全会員に配布している。
- 2) 配布時期 毎月初め
- 3) 対象 会員事業場及び関連事業者 約750社
- 4) 購読費 無料(事業の趣旨)  
本事業は、労働者及び事業者に対し、労働災害防止等にかかる労働安全衛生法(以下「安衛法」という)及び関係法令に基づく法定資格の付与、教育・研修の実施、講習会の実施及び広報・啓発を行う。

(1)当該事業に係る公益目的支出の見込額	5,230,000 円
(2)当該事業に係る実施事業収入の見込額	0 円

(2)当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
平成28年度事業計画に基づき、ほぼ予定のとおり、事業を完了することができた。	
(1)当該事業に係る公益目的支出の額	5,200,341 円
(2)当該事業に係る実施事業収入の額	0 円
(3)((1)-(2))の額	5,200,341 円
(4)当該事業に係る損益計算書の費用の額	5,200,341 円
(5)当該事業に係る損益計算書の収益の額	0 円
(1)及び(2)に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 注	
ほぼ年間計画どおりに事業を実施し、計画値523万円とほぼ同額の支出をした。 今後も事業の実施に直結する状況の変化もないため、公益目的支出計画の実施に影響は認められない	

注:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

【実施事業(継続事業)の状況等】

事業番号	事業の内容
継2	労働災害防止等を含めた労働者の福祉の向上を達成するために、労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令のい社会の形成促進を目指し無料で行う事業。

【実施事業収入の額の算定について】

(1)「損益計算書の収益の額」に対応した(2)「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の収益の額	(2)実施事業収入の額	(2)の額の算定に当た
事務受託料	0円	0円	
各種講習会	0円	0円	
計	0円	0円	

注:実施事業収入の額の算定の記載事項について必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

(1)「損益計算書の費用の額」に対応した(2)「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の費用の額	(2)公益目的支出の額	(2)の額の算定に当た
その他	5,200,341円	5,200,341円	異なる費用科目はないため、(1)、(2)は同額である。
計	5,200,341円	5,200,341円	

注:(1)と(2)が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を(1)及び(2)欄に記載してもかまいません。

【実施事業(継続事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継3	労働災害防止対策等の支援及び指導を実施することにより、事業場の自主的な安全管理体制を確立し、職場から災害や疾病をなくすことにより、よりよい社会の形成促進を目的とする無料で行う事業。

1) 計画記載事項

事業の概要
<p>(事業の趣旨)</p> <p>本事業は会員事業場の労働災害防止及び健康保持増進対策についての支援及び指導を実施することにより、事業場の自主的な安全管理体制を確立させ、安全安心な職場を実現することにより、よりよい社会の形成推進を目的とするもの。</p> <p>(事業の概要)</p> <p>本事業は、次の事業で構成される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業医選任義務のない労働者数50人未満の事業場の健康保持増進対策等を推進するため、地区医師会及び管内事業者と共同しておこなう事業</li> <li>2 労働災害防止等を推進するため、同一業種事業場等の企業グループで構成する災害防止協議会等への支援・指導の事業</li> <li>3 大阪南労働基準監督署管内の他の労働災害防止団体と共同して、管内事業場の労働災害防止、健康保持増進対策等について支援・指導をおこなう事業</li> </ol> <p>(事業をまとめる理由)</p> <p>本事業は50名未満の産業医選任義務のない事業場の健康保持増進対策等を中心に地区の医師会と共に無償で支援・指導を行う事業、労働災害防止等を効果的に進めるために同一業種等の災害防止協議会の活動を支援・指導する事業及び労働災害防止を主たる目的に設立された管内災害防止4団体が共同して管内事業場を無償にて支援・指導する事業であり、一つの事業としてまとめている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業医選任義務のない労働者数50人未満の事業場の健康保持増進対策等を中心に地域の産業保健活動を活性化するため、地区医師会及び管内事業者と共同しておこなう事業</li> </ol> <p>○ 事業の構成</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 大阪南地区産業保健活動推進協議会</li> <li>2) 産業医研修会</li> </ol> <p>○ 事業の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 内容                     <p>大阪南労働基準監督署管内の6区(西成、住吉、住之江、阿倍野、東住吉、平野区)の各区医師会、事業者団体として当協会の安全・衛生部会役員事業場及び行政機関として大阪南労働基準監督署の三者で協議会を編成し、産業医の選任義務のない労働者数50名未満の事業場の健康保持増進対策等について協議し、地域の産業保健活動の活性化を図る事業である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2) 実施回数 協議会:年1回 研修会:年1回</li> <li>3) 参加者 協議会委員:18名 研修会:受講希望者 定員 約50人</li> <li>4) 募集方法 関係者への通知・広報、広報誌「基準月刊」掲載等</li> <li>5) 受講料 無料(産業医研修会)</li> <li>6) 開催場所 協議会:大阪南労働基準会館 研修会:管内見学対象事業場</li> <li>7) 講師 大阪南労働基準監督署職員及び管内見学対象事業場の産業医等</li> </ol> </li> <li>2 労働災害防止等を推進するため、同一業種事業場等の企業グループで構成する災害防止協議会への支援・指導の事業</li> </ol> <p>○ 事業の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 企業系列別安全衛生推進会                     <p>大阪南労働基準監督署管内の構内下請け等の企業系列を有する元請事業場及び下請事業者の労務担当者、安全衛生担当者により委員構成する。</p> </li> <li>2) 金属・機械安全衛生推進会                     <p>大阪南監督署管内の金属・機械製品製造業の労務担当者、安全衛生担当者委員により構成する。</p> </li> <li>3) 特定業種安全衛生推進会                     <p>大阪南監督署管内の上記に属さない業種の事業場の労務担当者、安全衛生担当者委員により構成する。</p> </li> </ol> <p>○ 事業の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 内容                     <p>労働者の災害防止、健康保持増進対策等、労働条件の確保等について監督署・協会からの指導及び情報提供を受けつつ、安全競争、災害事例発表、同種労働災害防止、安全衛生相互パトロール、職長教育等を実施している。</p> </li> <li>2) 実施回数 各推進会ごとに年間4回</li> <li>3) 構成事業場数 企業系列別安全衛生推進会 約10社</li> </ol>



<p>金属・機械安全衛生推進会 約20社          特定業種安全衛生推進会 約15社          4)事業への支援 協会から活動経費補助(年間 50,000 円程度)ほか          5)会場 大阪南労働基準会館他、会員事業場等</p> <p>3 大阪南労働基準監督署管内の他の労働災害防止団体と共同して、管内事業場の労働災害防止、健康保持増進対策等について支援・指導をおこなう事業</p> <p>○ 事業の内容          災害防止4団体会議</p> <p>1)内容          大阪南労働基準署管内の災害防止4団体が協力して監督署の支援・指導を受けつつ、労働災害防止、健康保持増進対策、労働条件の確保等の目標を実現するため、安全衛生大会等の共催、教育・研修会の開催を実施するもの。</p> <p>2)実施回数 年間約3回の連絡会議等を開催</p> <p>3)構成団体 建設業労働災害防止協会大阪府支部大阪南分会          陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部南大阪分会          港湾労働災害防止協会大阪総支部大阪港南港安全衛生推進会          当協会</p> <p>4)開催場所 大阪南労働基準会館ほか</p>	
(1)当該事業に係る公益目的支出の見込額	2,595,000 円
(2)当該事業に係る実施事業収入の見込額	0 円

(2)当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
平成28年度事業計画に基づき、大阪南地区産業保健活動推進協議会、金属機械安全衛生推進会、特定業種安全衛生推進会、企業系列別安全衛生推進会および災害防止4団体会議の活動を予定のとおり実施した。	
(1)当該事業に係る公益目的支出の額	2,479,141 円
(2)当該事業に係る実施事業収入の額	0 円
(3)((1)-(2))の額	2,479,141 円
(4)当該事業に係る損益計算書の費用の額	2,479,141 円
(5)当該事業に係る損益計算書の収益の額	0 円
(1)及び(2)に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 注	
計画のとおり安全衛生推進会、災防4団体会議等の事業を実施し、計画値の約96%の支出をした。 現状では事業の実施について特段の変更も予定されないの、今後の公益目的支出計画の実施に影響はないものとする。	

注:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

【実施事業(継続事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継3	労働災害防止対策等の支援及び指導を実施することにより、事業場の自主的な安全管理体制を確立し、職場から災害や疾病をなくすことにより、よりよい社会の形成促進を目的とする無料で行う事業。

【実施事業収入の額の算定について】

(1)「損益計算書の収益の額」に対応した(2)「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の収益の額	(2)実施事業収入の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注
事務受託料	0 円	0 円	
各種講習会	0 円	0 円	
計	0 円	0 円	

注:実施事業収入の額の算定の記載事項について必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

(1)「損益計算書の費用の額」に対応した(2)「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の費用の額	(2)公益目的支出の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注
その他	2,479,141 円	2,479,141 円	異なる費用科目はないため、(1)、(2)は同額である。
計	2,479,141 円	2,479,141 円	

注:(1)と(2)が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を(1)及び(2)欄に記載してもかまいません。

## 【公益目的実施期間中の収支の見込みについて】

## (1) その他の主要な事業について

変更の内容及び公益目的支出計画の実施に対する影響等 注1	
特に記載すべき事項はない。	

注1: その他の主要な事業として、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」に記載した事業のうち、その事業の内容や実施方法に変更があった場合に、事業番号、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。

また、新たにその他の主要な事業を開始した場合は、その旨、当該事業の概要及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。なお特に記載すべき内容がない場合はその旨入力してください。

## (2) 資産の取得や処分、借入について

実施内容(計画の変更内容)及び公益目的支出計画の実施に対する影響等 注2	
特に記載すべき事項はない。	

注2: 「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載した多額の借入や施設の更新、高額財産の取得・処分等の活動を実施した場合は、公益目的支出計画に与えた影響を記載してください。また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもののうち、計画内容に変更があった場合に、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。

また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもの以外で、法人全体の財務に大きな影響を与える活動を新たに予定する場合は、その内容、理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。なお特に記載すべき内容がない場合はその旨入力してください。

## 【引当金等の明細】

## (1) 実施事業に係る引当金

番号	引当金の名称		目的		事業番号
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
	該当なし				
	円	円	円	円	円

## (2) (1)以外の引当金のうち、算定日において計上していたもの

号	引当金の名称		目的		期末残高
	期首残高	当期増加額	当期減少額		
			目的使用	その他	
	該当なし				
	円	円	円	円	円

## (3) 「その他支出又は保全が義務付けられているもの」としたもの 注

番号	引当金の名称		目的		期末の価格
	期首残高	当期増加額	当期減少額		
			目的使用	その他	
	該当なし				
	円	円	円	円	円

注: 算定日において、退職給付会計導入に伴う変更時差異の未処理額を公益目的財産額から控除した場合については、当該未処理額は記載不要です。なお特に記載すべき内容がない場合は空欄のまま「登録」ボタンをクリックしてください。